

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 72

'95 2

CONTENTS

- | | | |
|-----------------------------|-------|----|
| I. フランスの建設産業の予測 | | 1 |
| II. 第5回日韓建設経済ワークショップより(その1) | | 8 |
| III. 米国事務所から | | 12 |
| ◎1994年連邦調達合理化法における重要条項について | | |
| ◎政府機関のリストラクチュアリング | | |
| ◎債務不履行を治癒する権利 | | |



RICE

財団法人 建設経済研究所

〒105 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

住友新虎ノ門ビル7F

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

保存用

I. フランスの建設産業の予測

先月号でお知らせした通り、昨年12月9日、スイス、チューリッヒで開催されたユーロ・コンストラクション会議資料から、数回にわたり、ヨーロッパの建設市場の現状と見通しを紹介する。今月はフランスについてである。

1. 要約

フランスの建設市場はこの2年間厳しい時期を通過してきたが、1994年には新設住宅と維持補修が予想以上に好調で、安定に入ったとみて良いだろう。一方で非住宅建築が再度大幅に減少し、土木も若干減少するとみられる。

1995年のマクロ経済の予測が明るいことには、疑問の余地はない。設備投資が大幅に伸び、貿易が活性化し、個人消費も伸びるだろう。失業率は依然として12%程度の高い水準でとどまるだろうが、国内の経済成長は3.2%となる。

これほどの好条件にもかかわらず建設業の伸びは1%程度と予測される。新設住宅の回復は先細りで、非住宅は若干減少し、住宅関連の維持補修の成長は鈍り、土木の伸びはわずかなものになる。

建設市場の回復が緩やかなものに止まる理由としては、緊縮財政・金利引き締め策・事務所の膨大な在庫・自治体の慎重な態度・大規模な鉄道施設計画における土地売却の遅れなどが挙げられよう。

1995年は選挙の年であり、4・5月には大統領選が6月には地方選が行われる。これがこの予測を不確定にする要因となっている。

2. 95年のフランス経済：目ざましい回復

(1) 予測を上回る景気回復

1994年の年頭に、エコノミストたちはその年の景気回復を予測したときでさえ景気の先行きについて懐疑的な見方を捨てていなかったが、事実彼らが景気の反転を過小評価したことがはっきりした。経済活動は第1四半期から急速に回復し、一連の流れによって拡大した。1993年の夏以来イギリスを

除く欧州の景気は安定し、企業収益の予測は早い時期に上方修正されたが、そのせいで先行していた在庫一掃の動きにブレーキがかかった。これが結果的に1994年の第1四半期の成長率に1.5%分の寄与をすることとなった。さらに自動車メーカーが決定した、中古車スクラップ化への奨励金とその付帯策が、第2四半期以降の自動車市場の急速な回復を引き起こした。この個人消費の回復の動きは、まずその他の耐久消費財へ、次いでその他の消費財へと波及した。

(2) 景気回復の原因は投資の回復にあり

在庫一掃の動きが終わり個人消費が回復したので、企業は現在の受注残高が高水準にあると判断しており、年初来企業が求めてきた突破口の展望に明るさが見えてきた。投資を決定する上で最も重要なことは、需要をいかにして予測するかである。上半期では依然として景気回復の動きは見られなかったが、最終的にはその需要を予測する上での決定的な要因が現れてくると考えてよい。将来に対する肯定的な見方は投資という形をとる（国立統計経済研究所による製造業における投資に関する最近の調査では、1995年には10%近い伸び率になることが確認されている）。その根拠は、自社に対する需要の増加や、財務上の健全性（これがないと銀行貸付ばかりを重視して頼ることになる）、生産力の稼働率の再上昇などである。この再上昇は競争力の投資に対する要請だけでなく、生産能力の投資に対する要請の前触れとなる。

(3) 根強いと予想される95年の景気回復

家計における所得の増加が鈍いことを忘れさせるほど好調な消費、安定してきた企業の在庫調整、急伸する輸出、そして全速力で回復しつつある投資。1995年が好調な年であることを示すあらゆる要素が揃っている。投資や若干のストックにおける加速度効果のおかげで、1995年は3.5%近い成長を見込むことができる。それでもいくつかの不確実さがこの予想に影響している。まず家計の動きがここで考えているほど好調に推移するのかということ。1994年の第2四半期には貯蓄率が大幅に低下し、個人消費の回復を可能にした。ただし、短期的には失業・長期的には定年という家計の懸念材料が万が一再浮上してくると、たちどころに貯蓄率が再上昇する可能性がある。雇用はこの9ヵ月間でわずかに回復した。この雇用の回復は、消費の回復に水をさす失業が減少するという形で表われるにちがいない。さらに金融市場

ではさまざまな騒動が発生しているが、このような問題は、金利が若干でも上昇しないかぎり現実には影響を与えないだろう。最後になったが、大統領選が終わると財政再建に向けてのいくつかの政策が取られるだろうが、そしてそれは経済活動にとって重荷になる可能性があるが、おそらくはこうした政策がとられるのは財政的な締めつけに抵抗するに十分なほど景気回復が進んだときだろう。

3. 新設住宅

住宅着工は1993年には25万7千戸で30年ぶりの低水準だったが、1994年は着工ベースで予想を上回る回復ぶりを見せた。建設統計によると1～9月において、建築確認ベースで14%の増加、着工ベースで20%の増加となっている。

この回復の原因は、次の2つである。

①1993年5月決定の政府経済振興計画と、1993年に年間を通してとられた補助政策の効果。

②1993年夏から翌年の夏にかけての不動産貸出金利が2%下げられたこと。

というわけで、公的補助住宅への追加予算により、大きな被害を受けた部門を振興することができた（1991年から93年にかけて平均3万戸の着工）。一方で、融資の促進は公的な賃貸住宅部門を高水準に維持することを可能にした（年平均7万戸の着工）。

投資家にとって好ましい税制上の措置のおかげで在庫一掃の動きが加速され、また景気後退で中断していた計画が復活した。1994年の第1四半期における集合住宅の着工の大幅増加については、以上のことが説明している。

対前年度比は伸び悩んでいる。集合住宅の建築許可件数の伸びが止まり、公的補助住宅への貸付が抑制され、8月以来金利の引き上げが続いている。

よって現在のフランスの状況は、根本的には補助金を受けた部門が回復している一方で、民間需要には大きな動きがない、という二つの特徴を持っている。新築住宅の販売の増加および中古住宅市場の取引の増加は足踏み状態にあり、価格は若干弱含みで推移しており、家計への貸付は決定的な建て直しを見せていない。国立経済統計研究所が10月に行った調査によると、供給側は7月時点と同様、新設住宅への需要の減少、潜在購入層の資金手当の悪化、着工数の予測の下方修正などを見ている。

これらのことからわかるのは、景気回復に息切れ感が生じ、民間需要が継

続的に伸びていないということである。

1994年の9月末での累積で、着工数は29万3千を達成した。この年、住宅着工は29万5千戸にとどまったが、対前年比では15%の伸びとなった。これによれば1990年から93年にかけて20%減少したが、工事量は今年は5%に止まるだろう。着工件数に比べて工事の進捗度は驚くほど低い。その理由にはつぎの3つの否定的な要因があると見られる。

- ①工期の遅れによるもの。
- ②戸建て住宅全体における公的補助住宅の比率が史上最高となったこと。
- ③民間賃貸住宅に有利な税制の恩恵をこうむった不動産投資家の需要に応じてつくられた、小規模マンションの供給増が原因の集合住宅の平均面積の減少。

1994年の結果を見た上でわれわれは、1995年の予測を修正した。昨年6月には、1995年にかけてはもっと緩やかな景気拡大を予測していた。1995年は前年の予測に苦しめられるかもしれない。

1995年の3.2%成長というマクロ経済の状況にもかかわらず、住宅部門には次のような要因が重くのしかかるだろう。

◆緊縮財政政策

1995年には財政赤字を2,750億フラン以内にとどめようという意思が、住宅貸付全体を安定させる方向へ政府を向かわせた。人材への補助の増加を財政的に支援するために、石材への補助を減少させなければならなかった。これは明らかに、公共賃貸部門と公的援助住宅部門における着工数が確実に減少することを示している。

◆金利の再上昇

1994年当初と比較すると、長期金利は2.5ポイント上昇した。不動産借入金の金利は8月以降だけでも0.5ポイント上昇した。現在の金利上昇を考慮すると、さらなる調整があると考えられる。1995年はこうしてみると住宅の金利が名目値・実質値でわずかに上昇するおそれがないとはいえない。

◆多くの支援策の結果とその評価

1993年5月から始まった政府の再活性化計画により、補助金出資者や投資家に対する財政上の秩序のさまざまな政策が行われた（譲渡税の算定基礎の控除、不動産に再投資した金融可変資本投資会社の譲渡によるキャピタルゲインの免除など）。これらの政策は不景気の解消に役立ったが、結果は1994年末日にはっきりする。しかし投資家にとっては規制として機能するので、1995年には不要となろう。

◆世帯には相変わらず厳しい経済情勢

1995年は可処分所得の購買力は2ポイントほど上昇すると見られる（94年は0.6%）。1994年と同様、個人消費は貯蓄に頼らざるをえない。特に耐久消費財においてこの傾向は顕著だろう。雇用は若干好転するにもかかわらず、失業率は高止まりするだろう（就業人口当たり12%。1994年は12.4%）。また同じく不動産所有者の不動産開発計画にとっては明らかにブレーキ役となるだろう。

われわれは1995年の予測において、以下の要素を考慮した。

- ① 公的援助の部門では新規の建設は減少する。
- ② 補助金を受けない自由な部門では安定傾向を示す。
- ③ 全体では着工件数が1万戸減少し28万5千戸にもどるだろう。

このシナリオは新設工事の微増をもたらす（1.5%）。すでに述べた長びく悪影響（マンションの平均面積の減少）がその理由だ。

1989年から93年にかけての厳しい不況は過ぎたものの、94年の景気回復は95年に入って減速するだろう。その結果、以下のことが言えよう。

- ① 失業が増える状況で家計の厳しさが持続すること
- ② 微々たる支援措置に対してさえも、投資家が景気を活性化させるやり方で反応できるような不動産税制を強制すること。
- ③ 財政政策と金融政策の厳しさ。

4. 民間非住宅建築

非住宅建築の建築確認ベースと着工ベースでの減少傾向は1993年の第3四半から始まり、1994年の第2四半期以降はこの傾向に拍車がかかった。

民間・公共新設非住宅建築の件数の伸び率

	1990/1989	1991/1990	1992/1991	1993/1992	93.10 →94.9/ 92.10 →93.9
建築確認	11.2	-3.8	-15.5	-17.9	-4.7
着工	6.3	0.2	-12.1	-17.4	-2.7

景気が突然変化する時期は常にそうだが、この傾向は、相矛盾する傾向同士を混同する複雑な現実を覆い隠す。事実、農業建築を除けば（過去1年間を通じて8%）工場建築と倉庫建築（▲11%）の着工件数とサービス産業の宿泊用建築（▲3%、民間 ▲10%、公共2%）は9月30日現在では相変わらず減少している。こうした状況で、現場の工期と過去3四半期のマイナスの経験を考慮すると、1994年の民間非住宅部門の新設建築はまだかなり低く、▲12.8%となろう。

同様に、1995年は、農業建築の着工件数が減少し（▲3%）、特にオフィスの着工件数が継続して低下し（▲8%）、そのせいで他部門の明らかな増加を覆い隠すおそれがある。この他部門とは、工場と倉庫が6%で商業・店舗が6%などである。民間非住宅建築の着工床面積の合計が、事実上1994年の合計と同じになることでわかるだろう。経済的なバックグラウンドの明らかな好転にもかかわらず、新設は相変わらず減少傾向である（▲3.0%）。

5. 政府非住宅建築

建築投資の公共部門（新設および大規模な維持・改修）は、1994年に大幅に増加した。1995年もこの傾向は続き、量の面で間違いなくプラスになろう。非住宅建築のこの明らかな回復は、さらに分けると改修工事と地方自治体の発注による維持に負うところが大きい。

公共建造物の維持にかかわる大規模工事は、確かに国が補填した借入金120億フランの恩恵を受けている。この借入金は高校の教育施設の安全性を向上させる目的の工事のために優先的に使われるべき資金である。政府の要請で創設されたSCHLERET委員会の報告によれば、これらの教育施設のうちのいくつかの建物は破損していると強調している。確かに、これら施設のうちの339が閉鎖されるべきで、他の約2,000の施設については、利用に際

して危険があることが分かっていた。

「大学2000プログラム」は遅れを取ってしまった。イルドフランス地方で予定されていた建築物の竣工は1998年に延期された。地方の計画には1996～97年にならないと完成しないものもある。1994年には大幅に増加した新設工事の総額は1995年以降減少しはじめるに違いない。

「グラン・ルーブル」や「フランス国立図書館」などのパリ市内の大型工事は竣工に向かっている。その外に「オペラ・ガルニエ」「グランパレ」「ポンポドーセンター」などにかかわる修復工事により部分的に1995年の新設工事は埋め合わせられるだろう。

6. 土木

公共工事は1992年から減少しはじめ、翌年に入ってからその傾向がよりはっきりしてきた。道路と公共交通関係に投じられた補正予算の効果は、最終的には1994年の第2四半期によく現れた。公共工事は1995年に入ってやっと回復の兆候が見られるだろうが、年間を通じては新たに減少(-1.6%)する結果となろう。

(1) 1994年

公共発注体による土木工事の減少は、1%を若干下回る程度だろう。これらの工事は最終的には、市町村が申し込んだ職業から低金利で借りた40億フランにのぼる借入金の乗数効果の恩恵を受けている。

(2) 1995年

公共発注体による土木工事は前年と比較すると安定した状態を続けそうだ。しかし、政府による財政赤字の削減は1995年には避けられなくなり、選挙後には予算の調整を関係省庁とともに行わざるをえない(1994年を通して数十億フランが凍結された)。

(担当 濱)

II. 第5回日韓建設経済ワークショップより（その1）

昨年11月29、30日の2日にわたって、ソウルにて韓国国土開発研究院との第5回日韓建設経済ワークショップが開催された。建設市場の国際化、建設産業の構造、公共投資の経済効果について日韓それぞれから発表が行われた。

韓国側から発表された3つの論文の内、今回は金興洙研究委員の「建設市場の国際化と韓国の対応」の概要を報告する。

『建設市場の国際化と韓国の対応』

1. 韓国の海外建設活動

韓国の海外建設活動は1965年にタイ国での道路工事のプロジェクトから始まり、ベトナム戦争での建設工事でその地歩をかためた。多くの建設会社は、国内における米軍の工事の経験があり、それが海外進出に積極的になった一因である。

中東におけるオイル・ブームにより韓国建設業の海外進出は本格化した。政府も法律を整備し、業界を支援するとともに管理を行った。80年代前半にその契約高は100億ドルを超えるに至った。しかし、中東への過度の依存のため、オイル・ブームの終焉とともに韓国の海外建設活動は失速した。低賃金の労働力という韓国の競争力の源泉は、国内の賃金上昇とともに消滅した。韓国の建設業者は、市場戦略・技術における根本的な変化があるにもかかわらず、第三世界の労働力を使うことで競争力を維持しようとし、建設市場が建設業者に真の企業力を問うようになると、建設市場から退場したのである。

80年代後半、多くの海外建設業者は生き残りに苦慮するありさまで、海外建設は、1988年には16億ドルまで落ち込んだ。韓国の業者は、技術や自分たちへの評価や海外市場への計画的なアプローチの重要性に気付き、より多くの研究開発投資を行うようになり、海外受注に対してもより注意深くなっている。

海外工事は1989年より上昇に転じ、最近ではさまざまな地域からより高度

なプロジェクトを受注するに至った。

地域別海外工事

単位:100万USD

	1980	1982	1984	1986	1988	1990	1992	1993
中 東	7,831	11,391	5,910	1,242	1,251	5,812*	568	1,810
ア ジ ア	409	1,921	568	872	240	712	2,117	2,583
ア フ リ カ	15	-	49	37	48	106	39	40
アメリカ・太平洋	4	9	25	88	63	123	58	358
ヨ ー ロ ッ パ	-	-	-	-	-	17	1	326**
合 計	8,259	13,321	6,502	2,239	1,602	6,770	2,783	5,117

* リビアの水路工事の契約により高い数字となった。

**ほとんど旧ロシアの諸国からの受注である。

資料：韓国海外建設協会

2. 建設産業の国際化

ウルグアイ・ラウンドの成功と世界貿易機構（W T O）の設立により、韓国の建設業は確実にその影響を受けるであろう。

海外建設高は上下してきたが、それは発展途上国における建設市場の好不況によるものである。しかし現在では各国の建設市場が開かれることとなり透明性があり公正な手続きがとられることとなり、将来的には安定した成長市場を期待できるようになった。それにともない、資材・機器・資本・技術が国境を越えて自由に移動するようになるだろう。

今までは、国内と国外ではその生産システムなどには違いが存在したが、ウルグアイ・ラウンドの合意により、各国の生産システムの違いは消滅する方向に向かうであろう。長期的にみれば、大プロジェクトを実施する場合、資本はロンドンから、機器はフランクフルトから調達し、外国の建設会社あるいは自国の建設会社が施工するといったこともでてくるであろう。

生産システムの内外差は小さくなるだろうが、環境や労働力などを口実に、国際化を阻害するような方策が導入されることもありうる。

3. 政府および建設業の対応

ウルグアイ・ラウンド以前においては、韓国の建設会社とのジョイント・ベンチャーという形で市場を開放していたが、ウルグアイ・ラウンドの交渉の中で、外国の直接投資を認めることを約束した。政府は当初対応策がわからず、国内市場のシェアの減少を最小にし、海外受注を最大にする方策を議論していたが、やがてこのような努力は長期的にみれば、建設業界にとって健全でもないし実りの少ないものであることがわかった。

建設業界は政府に対して、市場開放のインパクトを最小にする方策を求めたがウルグアイ・ラウンドの交渉が進むにつれて、市場開放が避けられないことがわかってきた。また、国内市場や経済状況の変化により、建設産業もその姿をかえざるを得ない状況となった。労働力不足、度重なる事故、ネガティブなイメージなどにより建設業は変わらざるをえなくなっているのである。現在では政府は制度上の自由化を採用しつつあるし、競争を奨励している。業界も技術や人材に対して投資を行い、新しい状況に対応しようとしている。

7月に建設省は建設会社を招き、外国の建設会社が免許を取得したり、入札に参加したらどうなるかというシミュレーションを行い、緊急の対策と長期的な対策を抽出した。個人的に考えれば、短期的な対応策としては次のような点が揚げられる。海外の建設業が免許を取得するには、経営陣の経験や国家技術資格法（the National Technical Qualification Act）による技術者数が条件とされなければならないし、資本や機器、実績についても要求条件を満たす必要がある。

韓国の建設システムの透明性を増すためには、主だった法規の英訳が必要であるし、問い合わせ先の設定や、外国からのクレームを避けるために標準契約書特記仕様書の改訂も必要である。現に公正な調達をするために、新しい法律の制定が行われつつある。

以上は対応策の例であるが、韓国の建設業を真に国際化しようとするのであれば、建設業や生産プロセスに対する規制方法の根本的な変革が必要となる。免許制度、入札方法、契約を国際的な標準からゼロベースで検討する必要がある。

4. 日韓関係の将来

韓国では建設市場の開放により、日本の建設業者に韓国市場を席卷される

のではないかという恐れを抱いているし、日本では中小建設業者が韓国の業者と競合するのではないかと恐れている。しかし、間違った恐れや楽観的な見方は排除すべきであろう。

まず、韓国の国内市場について考えると、統計から類推すると、外国の建設業者の直接投資が殺到するとは考えられない。日本は60、70年代に韓国市場に入ってきたが、韓国の業者が不得意とする分野でのプロジェクトに満足してきた。

韓国の業者は、1989年に外国企業に対する特別認定がなされたときから、日本の建設市場に参入を始めた。しかしプロジェクトの多くは韓国関連のものである。両市場での両国の競争はほとんどなかったといえる。

両国の大手建設業者間に研修などの協力関係はあるが、たいていは韓国が受益者となっている。両国の建設省建設経済局の公式打ち合わせは94年に始まったばかりである。

日韓両国間でそれぞれの強い分野で協力と競争が行われれば、建設サービスのユーザーにとって有益なものとなろう。

海外市場に目を転じれば、競争の可能性は小さくなり、協力の余地は大きいものとなる。

韓国は土木、建築の施工、労働者の移動性、コストに強みがあり、日本はエンジニアリング、プロジェクトの管理、ファイナンスにその強みがあるとされている。国内外の建設市場の競争を考えると、両国がお互いの強みで補完しあうならば、両国にとって有益なものとなろう。

(担当 渡辺)

Ⅲ. 米 国 事 務 所 か ら

今月の米国事務所からのレポートは、「1994年連邦調達合理化法における重要条項」「政府機関のリストラクチュアリング」および「債務不履行を治癒する権利」に関する報告を紹介する。

なお、「1994年連邦調達合理化法における重要条項」は(株)日本建設業団体連合会ワシントン事務所の翻訳によるものである。

—— 1994年連邦調達合理化法における重要条項について ——

1994年10月13日、クリントン大統領が、1994年連邦調達合理化法 (FASA) (Public Law No.103-355) に署名した。連邦政府が行う業務の簡素化をはかる目的で、この法律は連邦調達法の多くの分野に関連している。以下の文書は最重要条項を要約したものである。

1. 簡便調達限度額及びミラー法等の強制力についての影響

簡便調達限度額とは、\$100,000以下の契約については、これに関連する多くの法律の要請に従う必要のない金額を意味する。それらの法律にはミラー法 (\$25,000 以上の契約には、入札・履行・支払ボンドを必要とする) も含まれる。;(FASA) § § 4001, 4002, 4003, § § 4101, 4102 及び4104。4104条によると以下のとおりである。

連邦調達規則では、(\$100,000以下の) 契約上の労務及び資材提供者への支払い保護の方法としては支払ボンドの他にも選択方法を与える。

上記の選択方法とは、エスクロー勘定、見返り担保、政府による下請業者への直接支払、信用状、あるいは支払ボンドをも含む。これまで発行された大多数のボンドが\$100,000以下の契約に関するものであった為、この改正は調達官やゼネコン、サブコン、材料業者のみならず、保証業界にも重大な影響をもたらさそうである。

2. Truth in Negotiations Act (交渉上の真実に関する法?)

連邦調達合理化法は、Truth in Negotiations Act (TINA)に適應する為に、\$500,000の限度額(プラス、インフレ調整)の制度を設けている。;(FASA) § § 1201,1251。この改正は、TINAの適否に関しての混乱を軽減するのに役立つようである。今では\$500,000以上の契約や契約変更の提案を提出する請負者のみが、彼らの提出した費用や価格のデータが、全て正確で、今現在使用されているものであると保証することを要求されている。1991年度国防特別法(Public Law No.103-510)は、国防総省・米航空宇宙局及び沿岸警備隊に関する契約の限度額を\$500,000に引き上げた。そのため、今回の連邦調達合理化法はこの限度額制度を政府間全体に広げている。

連邦調達合理化法はまた、商品の TINA に対しての免除の幅を広げることによって、請負者が費用や価格データを保証する負担を軽減している。連邦調達合理化法が成立する前までは商品の免除は限られていて、カタログ価格や市場価格にて相当数を購入した物のみであった。連邦調達合理化法は、ある商品が適正な価格競争に基づいて購入されるときは、費用や価格のデータは要求されないとしている。

3. 電子化、発注公告及び簡便調達の限度額

電子化(電算化)を進めることは、連邦調達合理化法の最重要事項の一つである。そのタイトル9は連邦調達コンピューターネットワーク(FACNET)の創設を要求している。FACNETは政府と民間企業が政府契約に関する書類事務の多くを削減するであろう。同時に、政府と民間企業の両者が利用できる情報の質を高めるであろう。

特に FACNET は1つに、政府が契約機会と結果を公表することに使われる。2つめに、政府が発注の詳細を明確にし請負者の質問に答えるということにも使われる。3つめに、請負者が札を提出したり、プロポーザルを提出したりする事にも使われる。誰もが、コンピューターとモデムさえあれば、FACNETに接続できるであろう。

おそらく、FACNETによる、ペーパーレス契約以上に重要なことは請負者の発注公告の受取方法における、強い効果である。以前には、政府は\$25,000以上の契約機会については全て、日刊の業界紙に公表して請負者に知ら

せることを要求されていた。連邦調達合理化法のもとでは、これらの公告は\$100,000（簡便調達限度額）以下の契約においては必要とされない。;(FASA) § § 4001,4002,4003。一方、政府は\$100,000（簡便調達限度額）以下の契約を FACNET を通じて請負者に知らせることができる。簡便調達の限度額の増加は、中小企業により多くの受注機会を、もし彼らが FACNE に接続できるならば、与えることになるであろう。

4. 中小企業と調達官のコミュニケーション

連邦調達合理化法は、既存の契約に関して、通知を受けて30日以内に、調達官が中小企業からの通知に書面で答えるようあらゆる正当な努力をはらうように要求している。;(FASA) § 2353。このことは中小企業の契約執行上の問題解決を援助するように行なわれているかもしれなかったが、おそらくその影響は限られたものとなるだろう。というのは、まず第1に“あらゆる正当な努力”が拘束力のない基準である。とにかく、調達官は急いでその通知に答えるであろうが、それは単に良いビジネス慣行としてのことである。第2に新しい法を実施するメカニズムがないことである。2354条は明白に、契約紛争法のもとではいかなる権利もないことを規定している。

5. 政府賠償請求（クレーム）に関する新6年間出訴期限法

連邦調達合理化法は、政府が詐欺罪を申し立てる賠償請求を除いて、政府あるいは民間企業によって主張される賠償請求に対しては、6年間の出訴期限法を課す。;(FASA) § 2351。多くの賠償請求は既に6年間の出訴期限法に従っている。;28 U.S.C. § 2415（政府賠償請求）;28 U.S.C. § 2401（アメリカ合衆国に対する賠償請求）。新法は、請負者が調達官に対して賠償請求を出す期限を定めていなかった契約紛争法の抜け道をふさぐものである。;41 U.S.C. § § 601-611。連邦調達合理化法は、政府が6年以後に、“潜在的欠陥”に対して賠償請求することを妨げるものではない。なぜならば、当然もし潜在的なものであればそれが認識されるまでは、賠償請求は生じないであろうからである。

6. 契約紛争法における賠償請求の証明

連邦調達合理化法は、契約紛争法のもとでの、請負者の賠償請求の証明を要求する限度額を、\$50,000 から\$100,000に引き上げている。;(FASA)

§ 2351。新たな限度額の下では請負者の賠償請求が\$100,000かそれ以下であれば、何の証明も要求されていない。請負者はただ書面による要求を調達官に、最終決定のために提出するだけである。;41 U.S.C. § 605 (c) (1)。この証明限度額の引上げによって、多くの賠償請求に対する訴訟の負担が減ることになるであろう。

連邦調達合理化法はまた、国防総省のみに適用されている特別法を無効にすることによって証明の要求基準を標準化している。連邦調達合理化法の前には、職種のある人であれば誰でも連邦政府機関に対して賠償請求を証明することが可能であったが、国防総省にはいくつかの重大な規制があった。1993年国防特別法の813(a)条は U.S.C. のタイトル10に § 2410(a) を加えた。国防総省に適用される証明基準の新法が出されたので旧 10 U.S.C. § 2410は無効とされた。国防調達規則 § 252.333-7000にある規則は 4月30日付けで発効され、国防総省での証明にのみ適用された。連邦調達合理化法の下では、この様な不一致な規則は取り除かれた。;(FASA) § 2301。ある人が賠償請求を証明する職種をもっているかどうかは、現在、ただ州の商法の問題である。国防総省での契約も国防調達規則 § 252.333-7000の "Chilling Effect" に従うことはないであろう。

それにもかかわらず、請負者は訴訟を起こすためには充分な“紛争”を行ったことを証明するように心掛けなければならない。連邦調達合理化法では Dawco Construction Inc.とアメリカ合衆国間の決議から生じた論争 930.F.2d 872 (Fed.Cir.1991) は解決されない。Dawco の法廷では、交渉中に意見の不一致を表明する旨の文書にて一方的なコストの提案をすることは、そのことが紛争にあたるものではないとして、判決を下した。つまり、彼らは紛争が行き詰まったことを上手く説明することができなかったので、法廷はそれを自らの司法管轄権に至らないとして却下したのである。しかし、Transamerica Ins.Corp.とアメリカ合衆国間の問題 973 f.2d 1572 (Fed.Cir.1992)では、法廷は次のように述べた。

契約紛争法における明白な賠償請求の存在と、賠償請求解決に向けて当事者間が努力を続けることを表明することの間に矛盾はない。

Transamericaの法廷では、Dawco における、より正式な紛争への努力に対立して契約紛争法が存在するのかについて、裁定に“常識”としての分析をとりあげた。この問題の混乱はまだ続きそうである。

7. 特別早期賠償請求手続き (Accelerated Claim)と小口賠償請求手続き (Small Claim)

賠償請求裁定委員会 (Board of Contract Appeals)における特別早期賠償請求手続きの最高限度額を10万ドルにまで引き上げる。FASA § 2351 以前の最高限度額は5万ドル。41 U.S.C. 607(f)。

特別早期賠償請求手続きによって、賠償請求にかかる時間及び費用が以前の連邦請求裁判所及び賠償請求裁定委員会による訴訟手続きよりも格段に少なくなった。委員会は請負者が同手続きを採用するとの決定を委員会が受領してから 180日以内に紛争を解決する方向で裁定を下さなければならない。しばしば嘆願は簡素化され、情報開示手続き法 (Discovery)も無効若しくは制限される。最高限度額の増加はより多くの請負者に彼らの契約上の権利を主張する場を与えるはずである。いくつかの状況においては請負者は最高限度額の引上げを利用して法律顧問によるアドバイスのみで賠償請求をすることができるであろう。つまり、10万ドル以下の賠償請求においては全てのケースに必ずしも弁護士を立てる必要はないのである。

同法では小口賠償請求手続きにおいても、最高限度額を5万ドルに引き上げた。FASA § 2351 以前の最高限度額は1万ドルであった。51 U.S.C. 607(g)。

8. 紛争解決の代案

同法は政府に対して1999年10月1日迄に限定して紛争解決の為に他の手段を取る権利を与えている。FASA § 2352; 41 U.S.C. 605 (d)&(e) その紛争解決手段が従来のような膨大な訴訟費用と時間を費やさない効率的な方法であれば代案として認められる。数々の代案を駆使すれば、政府及び請負者の両者が莫大な量の時間と費用を節約できるはずである。

9. 連邦裁判所での手続きの変更

連邦調達合理化法では、連邦裁判所が当該紛争に関して当該賠償請求裁定

委員会より助言的意見を聞くことができるというやり方を作り上げた。
FASA § 2354 同修正条項は、連邦地方裁判所による虚偽申告法の裁判の公聴会において、以前の契約紛争法の付帯的条項からでは賠償請求裁定委員会より助言的意見を聞くことができる場合とできない場合があったが、これをできるようにするという目的もあって同法に盛り込まれた。以前はこの問題が起こったとき、賠償請求裁定委員会では助言意見を提出する権限があるのかとの議論があった。従ってこの問題はこれで解決を見たわけである。

同法は又、当該裁判所に対して当該工事の調達官に最終判断を示すよう命令する事を許している。 FASA § 2351 同条項は請負者に、連邦請求裁判所より調達官に最終判断を出させる命令書を発行させるか、若しくは裁判所に最終判断の欠如を消極的最終判断とみなしてもらうかのいずれかの権利を与えているものである。この修正以前は、当該賠償請求裁定委員会のみがそのような命令を発行することができたのである。41 U.S.C. § 605(c) (4)。

10. 会計検査院による入札異議申し立て

同法案では会計検査院長官による異議申し立て検討期間の変更が盛り込まれており、以前の営業日による計算を暦日による計算とし、全体として若干長めの期間を設定した。 FASA § 1402 § 1403.

ただし、工事を受注した請負者は異議申し立てが受注日以降に行われた場合は、調達官が着工の権限を留保しない限り、着工する権限を与えられる。 FASA § 1402(d). 同条項は受注業者が遅滞なく着工することを助けるであろう。

11. 連邦調達庁賠償請求裁定委員会による入札異議申し立て

連邦調達庁賠償請求裁定委員会はコンピュータ関連調達に対する異議申し立てに関しては引き続き管轄権を行使する。同法では同委員会による裁定手続きに関していくつかの修正を行っている。まず第一に、FASA § 1432 の解釈により、調達官が行ったいかなる判断もそれが法律や規則に違反していたり、調達権限の範囲を逸脱していると申し立てられたような場合には、同委員会はその判断を見直す。これにより、調達官の行動が詳細に管理される。第二に、同委員会による特別早期賠償請求手続きが、手続き中のいくつかのステップが決められた期日中に行わなければならないことと、全体の

手続きが45営業日より65暦日に変更になったことで若干速くなった。第三には、工事の発注を除くその他の契約業務が、それがアメリカの最良の利益にならないと委員会がみなした場合を除き、調達手続きと共に進められるようになった。そして最後は、FASA § 1434 の下に聖域をつぶし、取るに足らないような申し立てや、悪意に満ちた申し立てを却下する為のより大きな権限を政府に与えたことである。

12. 発効日

同法により特別に記されていない限り、同法に対する修正は施行条例が発行されたとき若しくは1995年10月1日のどちらか早い方とする。FASA § 10001 これは同法のほとんど全ての条項に適応される。現時点では、最初の施行条例が発行されるのは11月末周辺と予想される。その中のいくつかは暫定条例で従って発行と共に有効となり、他の条例は草案条例で有効となるまでに60日間のコメント募集期間が設けられる。重要なことは "Truth in Negotiations Act" に適応されるケースの最高限度額の引き上げは直ちに有効となることである。その他の条項で直ちに有効となるのは、政府工事受注業者の職員の旅費、交際費の補償を認めている法律の廃止である。FASA § 2191 (廃止:U.S.C. § 420)

新規の条例が定められるまでの政府はこれらの経費については請負者の対して補償しない。

—— 政府機関のリストラクチャリング ——

クリントン大統領は、中間層に対する減税資金を手当するために、多くの連邦プログラムを廃止または縮小すると12月に発表した。大統領の提起した法案 "Middle Class Bill of Rights"により、総額 600億ドルの税収減となる。現在のところ、その金額の半分に満たないほぼ 240億ドルがエネルギー省 (106 億ドル)、運輸省 (67億ドル)、住宅都市開発省 (8 億ドル)、連邦調達庁 (14億ドル) 及び人事管理局 (3 千ドル) の歳出削減によってまかなわれる。削減が必要とされる残り 360億ドルをどうするかについては、2 月に提出される予算案のなかで発表されるだろう。

提案された改正点のほとんどすべては、議会の承認を必要とするものであ

る。議会多数派である共和党議員は、一般的により小さい、民間への干渉の少ない政府を支持するゆえに、さらに歳出削減を求めるだろう。多くの共和党議員は、住宅都市開発省のようないくつかの政府機関をすべて廃止したいとの考えを表明してきた。クリントン大統領は、縮小それ自体を目的として政府を縮小するのではなく、「昨日までの政府を改革し今日と明日の米国のために機能する政府をつくる目的で政府を縮小するのである」と述べることによって、自らの計画を共和党の削減案と区別した。いいかえれば、時代遅れの官僚的手法は、もはや効率的でも効果的でもない。競い合っている企業のように政府はスリム "leaner" になる必要がある。実際、いくつかの政府機関のリストラにあたっては、民営化が真剣に考慮されるべきである。

1. 住宅都市開発省 (Housing and Urban Development - HUD -)

12月19日に HUD 長官 Henry Cisneros 氏は、米国公共住宅プログラムの大幅な変更計画を発表した。「大統領はプログラムの変更、削減に取り組むよう私達に直接、指示を与えた。皆さんが注目するような削減策がかなりある。」と Cisneros 氏は述べた。計画によると現在ある60のプログラムを1996年までに8プログラムに減らし、さらに1998年までに3つのプログラム "performance grants" に統合するとのことである。Performance grants においては、地方の公務員は計画を提出し総額で資金申請を行う。そして、当該計画が「国家の理想を尊重したものであるかどうか」の審査を受けることになる。このような削減策によって、今後5年間で8億ドルが節約され4,400の職務が削減される見通しである。

(1) 家族、個人のための住宅証明書 (Housing Certificates for Families and Individuals)

このプログラムは、家賃補助プログラム、公共住宅建設及び改修基金をすべて統合したものである。住宅に関する財政的援助が必要な人は、民間か政府の住宅施設において利用できるクーポン券を受け取る。現在、多くの政府住宅プロジェクトは荒廃しており犯罪がはびこっている。もし、この計画が議会によって承認されれば、政府が経営する住宅施設は民間住宅との競争を余儀なくされ、一新されるか休業に追い込まれるだろう。結局このことは、全般的な住宅の向上につながるだろう。現在、住宅都市開発省は公共住宅、一部補助付民間住宅及びテナントベースの補助金プログラムといった複雑で経費のかかるネットワークを運営しているのである。

(2) 住宅取得基金 (Affordable Housing Fund)

このプログラムは、現在運営されている6つの異なったホームレス基金を吸収するものであり、低所得の国民及び特別な必要性を有する国民に住宅取得機会を増やすことを主要目的とする。

(3) コミュニティ振興基金 (Community Opportunity Fund)

コミュニティ振興基金は、現在すでに存在しているコミュニティの発展、改善に焦点をあわせている。これは、the Community Development Bloc Grant program (CDBG) とthe Empowerment Zonesを吸収したものである。都市部の市長の何人かは、低所得者や中位の所得者が受益する開発プログラムに資金を提供しているCDBGの縮小に懸念を表明している。これは、HUDによって運営されているプログラムで最も成功しているものである。the Empowerment Zones は、1993年に法律によって制定された都市復興プログラムである。

また、Cisneros氏は、低所得者層に対してモーゲッジを保証している連邦住宅局 (the Federal Housing Administration) の主要な改革についても示唆した。連邦住宅局は、政府の運営する官僚的形式主義やわずらわしい規則のない法人となるだろう。さらに、連邦住宅局は自らスタッフを雇用できるようになり、市場の変化に対し迅速に対応できるようになるだろう。この計画の成否は、連邦住宅局が70億ドルの不要な、モーゲッジを売り払うことができるかどうかにかかっているとのことである。

2. 運輸省 (Department of Transportation - DOT -)

運輸省の見直しは、航空管制業務の管理を半官半民の法人に移し、州の輸送関連の支出権限を拡大すること及び運輸省の10機関を3機関に削減することを含んでいる。

この改革によって、4万人の航空管制官が半官半民の法人に移籍される。その法人は、今までは政府の収入となっていた手数料（一部は航空運賃から支払われる）によって独立採算の組織となる。この改革は運輸省にとって大きな節約にはならないが、労働者補償や調達に関するわずらわしい規則をなくすことによって、より効率的な航空管制が可能となる。航空安全基準と検査は連邦の管轄として残される。

運輸省に属する10機関の内、連邦道路局 (the Federal Highway Administration)、連邦大量輸送局 (Federal Transit Administration)、

連邦鉄道局 (Federal Railroad Administration)、沿岸警備及び海運局 (Coast Guard and Maritime Administration) は 3 機関に削減される。2 つのアプローチが検討されている。一つは陸、海、空の 3 区分を基礎にするもので、他方はインフラストラクチャー、安全、沿岸警備の区分を使うことである。同様に 30 の連邦補助金プログラムは、3 プログラムに削減されるだろう。

- (1) 統合された補助金は、運輸全般の目的のために州や市に交付される。また、これとは別の基金が航空と道路のために設けられる。この基金は、航空、陸上運輸のために別々に使われる。しかしながら、州や市はその裁量により規定を越えてこの資金を使うことができる。
- (2) 州のインフラストラクチャー銀行が設立される。この銀行は連邦の拠出した資金を運輸プロジェクトに対する融資や融資保証を行うために利用する。これらの融資は主に商業ベースで運営される有料道路のような民間プロジェクトに使われる。連邦の基金は大量輸送のような非商業的プロジェクトに向けられるだろう。
- (3) 国家あるいは地方の重要プロジェクトに対する裁量的補助金の詳細は発表されていない。

— 債務不履行を治癒する権利 — (Construction Claims Monthly December 1994)

1. はじめに

発注者は、通常、建設業者が契約を履行できなかった場合、請負契約条項に基づき債務不履行を理由に契約を終了させる権利を保有している。元請業者は、下請契約のもとで同様の権利を保有している。

債務不履行による契約の終了は、請負業者や下請業者に重大な責任を負わせ当該業者の保証会社との関係を危うくするゆえに、厳しい制裁といえる。そのため、実際に契約を終了するに先立って書面による債務不履行の通知を要件とし、また債務不履行を治癒する機会を与えることを必要とすることが契約の通例である。本稿においては、これらの契約状況に基づく請負業者と下請業者の権利を考察することとする。

2. 債務不履行の通知

発注者は請負業者の工事の品質または進捗に不満がある場合、当該業者にある種の通知をしなければならない。発注者は工事現場に出入りすることを拒否したり元請業者の施工を妨げるべきではない。元請業者についても下請業者の債務不履行に関して同様のことがいえる。

ほとんどの管轄区域では、契約上の通知要件に厳格に従うことが必要とされている。請負業者の施工に関する一般的な不満では十分ではない。書面による通知においては、債務不履行の威嚇のもとに明確な施工上の欠陥を述べその手直しを要求しなければならない。しかしながら、通知後に施工上の欠陥と必要な手直しを通知するような口頭での議論を請負業者と行うことによって不明確な書面による通知の内容を詳しく述べ明確化することは可能である。

(中略)

最後に、たとえ債務不履行の通知が詳細に記述され契約条項の要件に従ったものであったとしても、債務不履行による契約終了の基礎となる根拠が十分なものでなければならない。最も注意深く書かれた通知であっても事実の裏付けのない債務不履行は正当化されない。

3. 治癒の機会

施工上の欠陥に関する詳細な書面による通知に加え、ほとんどの契約では請負業者または下請業者が契約の終了という制裁を受ける前に債務不履行を治癒する機会を与えられることが必要とされている。契約は典型的に債務不履行が治癒されるべき日数を規定している。現実的観点から判断すると、この期間は通常、非現実的と思われるぐらい短いものである。しかし、契約条件は履行を強制できるものである。ある訴訟においては、債務不履行の治癒期間が通知後わずか24時間であったにもかかわらず下請業者の債務不履行による契約の終了は支持された。

治癒の機会は短期間であってもよいが、架空のものであってはならない。発注者の命じた工事中止期間に債務不履行の通知がなされ、治癒の「機会」が与えられたというケースでは、債務不履行による契約の終了は認められなかった。

請負業者または下請業者が契約条件に従って債務不履行を治癒する機会を与えられなければならないとしても、この権利は、「法の適正手続」といっ

た水準まで達しているわけではない。債務不履行により契約を終了し当該請負業者のためにボンドを発行した保証会社にその旨を通知するに先立ち、発注者は請負業者の弁明を考慮するために正式な発言の機会を提供することを要求されていない。

4. 工事遅延による契約の終了

工事遅延を治癒する請負業者または下請業者の権利については、とりわけ困難な問題が生じる。工事が工期より著しく遅延した場合、5日ないし7日という短期間に契約上の進捗度にしていくのは不可能であろう。このようなことは求められていない。しかしながら、発注者は治癒期間の終了した時点で請負業者が工期内に工事を完成できないと結論を下した場合、工事遅延を理由に一方的に債務不履行とすることはできる。判例では、発注者がこのような判断を善意で行いさえすればよいとするケースと、さらに発注者の判断に合理性を要求しているケースが見られる。債務不履行による契約の終了という制裁が過酷なものであるゆえに、発注者は請負業者が工期内に工事を完成できるという合理的な見込みがないことを証明する責任を負う。

工事を遅延させている請負業者または下請業者は、一般的に、債務不履行の通知と治癒の機会といった契約の要件の厳格な適用を受ける権利を有している。発注者は請負業者に免責しうる遅延期間を与え、請負業者が当該期間内に工事をいかに完成するかを示した変更後の工程表に合理的な検討を加えなければならない。

発注者は、請負業者が工期内に工事を完成できる合理的な見込みがないとの決定を行うために、一定の確実な事実を拠り所にする必要がある。請負業者が治癒期間内に変更した工程表を提出できない場合には、当然、発注者は契約を終了させることになる。また、下請業者が工期内に工事を完成するために合理的に必要とされる程度まで職員を増員することを拒否した場合も同様である。

5. 建設工事に関係のない欠陥

先に述べたように、請負業者及び下請業者は、一般的に、債務不履行の通知と治癒の機会といった契約の要件の厳格な適用を受ける権利を有している。しかしながら、このルールには一つの重要な例外がある。債務の不履行が建設工事の施工に関するものでなく、財政又はリスクの負担割当に関する

非常に重要な契約条件に関する場合は、治癒の機会が必要とされない。

たとえば、下請業者の賠償責任保険が解除された時には、元請業者は5日間の治癒期間を与え、もしくは解除の適法性を調査することを必要とされない。債務不履行による即時の契約終了が認められる。

請負業者が支払ボンドや履行ボンドを適切な時期に提出できなかった場合、同様の判決結果となる。

6. 実質的な完成後の債務不履行

最後に、実質的に工事が完成された後の請負業者または下請業者の債務不履行については、是非述べておくべき問題である。合理的な判例においてはいったん、請負業者が実質的に契約を履行した場合、当該請負業者は重大な契約違反をしたとはいえ、債務不履行により契約を終了されるべきではないと判示されているようである。請負業者は施工リストによって指示された工事の完成原価を差し引いた契約上の未払金額も受け取る権利を有する。

しかしながら、実質的な工事の完成後でさえ債務不履行により契約を終了することは許されるとした判例もある。この場合、施工リストによって指示された工事のいずれかを施工しない場合は、請負業者は制裁を受けざるを得ないのである。